

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所7号炉 設計及び工事の計画）【179】
2. 日 時：令和2年5月11日 13時30分～16時00分
3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室
4. 出席者（※・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

津金主任安全審査官、宇田川安全審査官※、服部安全審査専門職、堀野技術参与※、山浦技術参与※

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社 原子力設備管理部 課長 他9名※

5. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所7号機の工事計画認可申請書のうち、耐震性に関する説明書及び強度に関する説明書について、令和2年4月23日の提出資料に基づき説明があった。

- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【耐震性に関する説明書（クエンチャサポート基礎の耐震性についての計算書）】

- 「表 4-7 クエンチャサポート基礎に加わる荷重」について、個別の荷重状態における値と設計荷重との関係を整理して説明すること。

【強度に関する説明書（クエンチャサポート基礎の強度計算書）】

- 「表 4-5 クエンチャサポート基礎に加わる荷重」について、設定の考え方及び算出過程を示した上でその妥当性を説明すること。
- クエンチャサポートの機能について、図を用いて説明すること。

【耐震性に関する説明書（原子炉格納容器配管貫通部の耐震性についての計算書）】

- 「原子炉格納容器配管貫通部（X-204）」について、当該部の配管の材質及び配管と貫通部の接合状態を説明すること。「表 4-8 原子炉格納容器配管貫通部の設計荷重」について、設定の考え方及び算出過程を示した上で、実荷重に照らしてその妥当性を説明すること。また、既工認から設計変更した貫通部について説明すること。
- 応力の評価について、原子炉格納容器一般部の疲労評価を省略する設計方針を貫通部に適用しているが、その妥当性を説明すること。
- 応力の評価及び評価結果について、P39の表 4-3の許容応力には一次＋二次＋ピーク応力の規定があるが、これに対応する疲労評価に関する

る記載がないことから、本設備に対する疲労評価の考え方をその要否を含め説明すること。

【耐震性に関する説明書（原子炉格納容器電気配線貫通部の耐震性についての計算書）】

- 「表 5-8 原子炉格納容器電気配線貫通部の設計荷重」について、設定の考え方及び算出過程を示した上で、その妥当性を説明すること。
- 「原子炉格納容器電気配線貫通部 (X-300A, B)」について、設置場所及び高さを説明すること。
- 「水荷重」について、原子炉格納容器電気配線貫通部内保有水重量の算出根拠を説明すること。

【耐震性に関する説明書（下部ドライウェルアクセストンネルの耐震性についての計算書）】

- 「表 4-5、表 4-6 原子炉本体基礎と原子炉格納容器間の相対変位」について、設定根拠及び算出過程を説明すること。また、地震荷重による相対変位について、設計基準対象施設と重大事故等対処設備の相違の理由を整理して説明すること。
- 「図 4-5、表 4-6 原子炉本体基礎と原子炉格納容器間の相対変位」について、「図 4-1 相対変位の方向」に示されるどの方向となるのか整理して説明すること。
- 「図 4-2 解析モデル」について、要素や境界条件の設定の考え方を示した上で、相対変位や荷重の解析上どのように考慮しているか説明すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他
なし